

# 人材開発支援助成金を利用しやすくするため 令和6年4月1日から制度の見直しを行いました

## 「人材開発支援助成金」とは

事業主が労働者に対して訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。このリーフレットでは、令和6年4月1日から見直される主な内容についてご紹介しています。

訓練コース名	対象訓練	各コースの見直し	コース共通の見直し
人への投資促進コース	高度デジタル人材の育成のための訓練や労働者が自発的に受講した訓練など	1 長期教育訓練休暇制度の拡充	5 添付書類の簡素化など
		2 自発的職業能力開発訓練の拡充	
		3 高度デジタル人材訓練の拡充	
人材育成支援コース	10時間以上のOFF-JTによる訓練やOFF-JTとOJTを組み合わせた訓練	4 添付書類の簡素化	
事業展開等リスクリング支援コース	事業展開やDX等に伴い新たな分野で必要となる知識などを習得させるための訓練		

## 1 人への投資促進コース（長期教育訓練休暇制度）の拡充

- ① 日単位の休暇取得に加え、**時間単位の休暇取得も助成対象**としました。
- ② 休暇取得について「10日以上連続とし、1回は30日以上連続して取得すること」を要件としていましたが、「**1日単位の休暇を10日以上連続で1回以上取得し、合計30日以上取得すること**」としました。
- ③ 有給の場合に助成される賃金助成について、次の表のとおり拡充しました。

	現行		令和6年4月～	
	賃金助成	上限日数	賃金助成	上限時間数
中小企業	6,000円/日	150日	<b>960円/時</b> ※1	<b>1,600時間</b> ※2
大企業			760円/時	1,200時間

※1 1日8時間換算で7,680円/日・人に拡充 ※2 1日8時間換算で200日/人に拡充

## 2 人への投資促進コース（自発的職業能力開発訓練）の拡充

- ① 訓練時間数要件について、「20時間以上」から「**10時間以上**」としました。
- ② 助成対象訓練の内容について、「**職務関連以外の訓練**」も助成対象としました。

